

浜松市公告第 251 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から 4 月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 7 日

浜松市長 中野 祐介

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ケーヨーデイツー浜北店

所在地 浜松市浜名区東美園 884 外

2 変更した事項

（1）大規模小売店舗の名称

（変更前）ケーヨーデイツー浜北店

（変更後）DCM浜北店

（2）大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）大和リース株式会社 代表取締役社長 北 哲弥

大阪府大阪市中心区農神橋二丁目1-36

（変更後）株式会社高橋工務店 代表取締役 高橋 松太郎

三重県員弁郡東員町笹尾東一丁目26番9

（3）大規模小売店舗において小売業を行うも者の氏名又名称及び住所並びに法人のあたっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーヨー 代表取締役社長 醍醐 茂夫

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

（変更後）DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規

東京都品川区南大井六丁目22番7号

3 変更の年月日

- (1) 令和6年9月1日
- (2) 令和6年7月1日
- (3) 令和6年9月1日

4 変更する理由

- (1) DCM株式会社を存続会社とし株式会社ケーヨーを消滅会社とする吸収合併のため
- (2) 建物譲渡により設置者に変更が生じたため
- (3) DCM株式会社を存続会社とし株式会社ケーヨーを消滅会社とする吸収合併のため

5 届出日

令和7年4月2日